

鬼高小学校 PTA 個人情報保護方針

第1条 (目的及び定義)

1. 市川市立鬼高小学校PTA(以下「本会」という)は、個人の権利・利益の保護を目的とし、PTA名簿など本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。
2. 本取扱方針において用いる用語は次のとおりである。
 - (1) 会員とは、市川市立鬼高小学校PTAの会員をいう。
 - (2) 本人等とは、個人情報対象者(本人)、個人情報対象者の保護者、あるいは、本人やその保護者らから委任を受けた者をいう。

第2条 (本会を取り扱う個人情報)

- 本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。
- (1) 会員の氏名、連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど)
 - (2) 会員の児童の氏名、連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど) クラス
 - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な情報

第3条 (管理責任者・管理方法)

1. 本会の個人情報管理責任者を PTA会長とする。
2. 本会は、市川市立鬼高小学校(市川市鬼高2-13-5)内のPTA会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。

第4条 (情報の収集・利用)

1. 本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、児童、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。
 - (1) 会費集金・管理
 - (2) 本会役員の選任
 - (3) 名簿の作成(本会事業催行の為、作成した参加者名簿などを含む)
 - (4) 関係文書の送付
 - (5) 作品などの募集・管理
 - (6) その他、PTA運営委員会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合
2. 本会の役員又は会員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得ることとする。

第5条(第三者への提供)

- 本会は、収集した個人情報を次の場合を除き、PTA運営委員会が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。なお、PTA運営委員会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人等から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第6条(個人情報の廃棄)

本会は、個人情報につき、PTA運営委員会が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条 (情報の開示等)

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条 (秘密保持)

1. 会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
2. 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、PTA運営委員会に報告するとともに、右事実を本人等に通知しなければならない。

第9条(苦情の処理)

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第10条 (本取扱方針の改正)

本取扱方針は、PTA運営委員会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

附則

本取扱方針は令和5年11月29日より施行する。